

別表第1（第6条、第23条関係） 市長の決裁事項及び共通専決事項

5 契約関係

専決事項		専決区分				備考
		副市長	契約担当部長	主管部長	契約担当課長	
競争入札資格者の決定		○				
契約の内容	工事又は製造の請負	1,000万円以上 5,000万円未満	合議 (500万円以上の 実施伺い)	1,000万円未満	合議 (130万円を超える 実施伺い)	
	財産の買入れ	500万円以上 2,000万円未満	合議 (500万円以上の 実施伺い)	500万円未満	合議 (80万円を超える 実施伺い)	
	物件の借入れ				合議 (40万円を超える 実施伺い)	
	上記以外				合議 (50万円を超える 実施伺い)	
設計変更 期間変更		実施伺い と同様。ただし、契約金額に変更があるときの決裁区分は、契約金額が減額するときは変更前の決裁区分とし、増額するときはその総額の決裁区分とする。				

- (注) 1 専決事項の対象となる事務とは、**実施伺い**の決裁、指名業者の決定**及び**予定価格の決定とする。
2 専決の区分となる金額は設計（発注）金額とする。

(改正後)

5 契約関係

専決事項		専決区分			備考	
		副市長	契約担当部長	主管部長		
競争入札資格者の決定		○				
契約の内容	工事又は製造の請負	1,000万円以上 5,000万円未満	合議 (1,000万円 以上の 実施伺)	1,000万円未満		
	財産の買入れ	500万円以上 2,000万円未満	合議 (500万円以上の 実施伺)	500万円未満		
	物件の借入れ					
	上記以外					
設計変更 期間変更		実施伺 と同様。ただし、契約金額に変更があるときの決裁区分は、契約金額が減額するときは変更前の決裁区分とし、増額するときはその総額の決裁区分とする。				

- (注) 1 専決事項の対象となる事務とは、**予算執行伺、実施伺及び契約締結伺**の決裁、指名業者の決定**並びに**予定価格の決定とする。
2 専決の区分となる金額は設計（発注）金額とする。